

Neoシステム取引条件

インターネットサービスNeoシステムを運用いただくにあたり、ダイコロ株式会社（以下、当社といいます）からNeo登録店に以下の取引条件項目を遵守いただくようにお願いします。

第1条（目的）

Neoシステムは当社がNeo登録店と共に、卒業アルバムや写真の購入者満足度向上を目指し、Neo登録店ならびに学校・団体様と卒業アルバムや写真プリント、写真集の共同製作を可能にすることを目的とします。

第2条（業務）

当社はNeoシステムで写真のセレクト、商品を紹介、販売・販売代金の回収、商品発送を行うものとします。Neo登録店はNeoシステムの概要に従い、本サービスを利用する対象となる学校の卒業アルバムや写真プリント、写真集については当社に委託することとします。

第3条（販売価格の設定、変更）

当社はNeo登録店が設定する商品販売価格で、Neo登録店のお客様に商品販売をします。

なお、Neo登録店は販売価格を当社の許可なく変更することができます。但し、公開期間中は変更することはできません。

また、当社が販売価格を設定する商品の場合は、Neo登録店は商品販売の有無を選択できる。

第4条（販売委託条件）

Neo登録店は当社が提供するNeoシステムで商品を販売する場合は、写真公開期間内、および期間外に関わらず、全ての商品販売において当社の販売代金回収のシステムを利用することとします。Neo登録店は他のいかなる代金回収を行わないものとします。

第5条（商品仕入代金、販売手数料、料金収納手数料の設定、変更）

Neo登録店が当社に対して支払う『商品仕入代金』、『販売諸手数料』、およびNeo登録店のお客様がサービスで利用されたクレジットカード決済、コンビニ決済に関する『料金収納手数料』、『払込票作成手数料』、『送料』は、当社が商品ごとに設定し、Neo登録店に提示します。当社は同条の全ての価格をNeo登録店の許諾なく変更することができますが、価格を摘要します30日前に、Neo登録店に告知しなければなりません。

第6条（代金の支払）

当社は、毎月10日に締め、翌月20日に商品販売代金から前条の全ての料金を差し引いた金額を、Neo登録店に送金するものとします。なお、支払日が金融機関休業日、及び当社規定の休日にあたる場合は、翌営業日の支払いとします。1回の支払額が1,000円に満たないときは、次回の支払日に合算して支払うものとします。

支払額の決定はNeo登録店が商品販売した総額の内、Neoシステムの決済及び料金回収を代行するSMBCファイナンスサービス株式会社から当社に振り込まれた金額の内、前条の全ての料金を差し引いた金額とします。

第7条（瑕疵）

当社は販売した商品の品質不良等、製造上、仕様上の瑕疵、数量不足、梱包不良等その他一切の瑕疵につき、その担保の責に任じ、直ちにPS加盟店のお客様に代金返金又は代替品納入若しくは商品の修理を行います。

当社からNeo登録店のお客様に返金の上、当社がNeo登録店に同代金の支払いを完了している場合、翌月の当社からPS加盟店の支払い時に相殺とします。

第8条（Neoシステム対応義務）

当社はNeoシステムへの問い合わせの全てにメール、電話もしくはFAX等で対応します。Neo登録店は当社の要請により問い合わせの解決のため、最善の協力をを行うものとします。

第9条 (守秘義務)

Neo登録店及び当社は、知り得た相手方の営業上の機密、商品販売及び製造技術上の機密・情報を第三者に漏洩してはなりません。特に、Neoシステムで取得した個人情報及び当社が提示する一切の価格、取引条件、販売商品である写真データ等は、相手方の承諾がないかぎり、公開してはなりません。

当社はNeoシステムの事務局を設置し、販売決済は決済代行会社に、写真制作、配送を委託するものとします。

委託会社はNeoシステムを運営するために当社の管理のもと当社との守秘義務に従い、守秘義務を履行します。

第10条 (データ保護)

Neo登録店からネットサービスにアップされたデータは当社が安全に保管し、当社はNeo登録店およびNeo登録店のお客様が快適に利用できるように設備を準備し、運営を行います。

当社はNeo登録店からアップされたデータをネットサービス以外に、Neo登録店の許諾がないかぎり利用しません。

第11条 (取引解除)

Neo登録店及び当社は、次の各号の一つに該当したときは、何等の催告を要せず、自己の被った損害の賠償を相手方に請求し直ちに登録店取引を解除することができます。

(1) 本取引または個別取引の条項に違反し、相当の期間を定め是正を催告したにもかかわらず、当該期間内には正を行わないとき

(2) 債務不履行により、差押、仮差押、仮処分などの強制執行を受けたとき

(3) 破産、会社更生法の申立及び民事再生手続きの申立をし、またはこれらの申立がなされたとき

(4) 監督庁から営業取消し、営業停止等の処分を受けたとき

(5) その他本取引に違反したとき

第12条 (取引期間)

Neoシステム登録後、取引の有効期間は締結の日から1年間とします。

第13条 (協議事項)

Neoシステム取引条件に定めなき事項または解釈上疑義を生じた事項については、法令に従うほか、PS会員と当社で誠意をもって協議のうえ解決をはかるものとします。

第14条 (合意管轄)

本Neoシステム取引条件に関して訴訟の必要が生じた場合、大阪地方裁判所を専属管轄裁判所とします。

2016年8月23日

ダイコロ株式会社